

大阪府ゴルフ協会「ゴルフ場専用利用券」ご利用約款

(約款の趣旨)

第1条 大阪府ゴルフ協会（以下 協会 といいます。）はゴルフ場専用利用券（以下 利用券 といいます。）をこの約款にしたがって取り扱うものとし、利用券の所持者（以下 お客様 といいます。）はこの約款によりお取引をしていただきます。

(利用者に対する義務)

第2条 利用券に対する義務履行は、協会が一切の責任を負うものであり、協会の趣旨に賛同をしたゴルフクラブ（以下 賛同クラブ といいます。）が責任を負うものではありません。

(利用者が利用できる場合)

第3条 協会の賛同クラブにおいて、プレー代、飲食、商品の購入又はその他のサービスを受ける際に、券面記載の金額で、代金のお支払いに利用券をご利用いただけます。なお、利用券は、現金と併せてご利用いただけます。

※クレジットカード支払い併用は、賛同クラブにお問合せ下さい。

(利用券が利用できない場合1)

第4条 次の場合には、利用券をご利用いただくことはできません。

- (1) 利用券が偽造、変造、複製などされたものであるとき。
- (2) 利用券の破損その他の事由により証票番号の照合ができないとき、又は利用券の2分の1以上が滅失しているとき。

(利用券が利用できない場合2)

第5条 賛同クラブに次の次号に挙げる事由が生じた場合には、利用券をご利用いただけないことがあります。

- (1) 天災地変その他の理由により営業を停止したとき。
- (2) 協会の協定に対する違反若しくは不履行があったとき又は賛同クラブを脱退したとき。
- (3) 前各号のほか信用が著しく低下したと認められる相当の事由が生じたとき。

(利用券が一部滅失している場合)

第6条 当該利用券の証票番号が確認でき、又、偽造、変造されたものでないこと及び未使用のもの、さらに利用券の滅失の範囲が2分の1未満のとき、賛同クラブが判断したとき、お客様はその利用券をご提出いただくことにより、利用券をお使いいただくことができます。

(利用券を盗難・紛失された場合)

第7条 お客様が、利用券を盗難された又は紛失された場合等には、利用券の再交付をいたしません。

(ご利用の賛同クラブとの関係)

第8条 お客様が利用券をご利用された際、万一、商品又はサービスの取引について返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、利用券をご利用された当該ご利用ゴルフクラブとの間で解決していただくものとします。

(換金の禁止)

第9条 利用券は現金との引き換えは一切できません。※釣銭もお出しできません。

(利用券の有効期限)

第10条 利用券の有効期限は利用券の券面に記載されております。

(取扱いの変更)

第11条 利用券の取扱いについて、この約款を変更する場合には、協会のホームページ(<http://www.osaka-golf.jp>)などにおいて、一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用します。

この約款は、平成26年3月1日から適用します。

◆ 大阪府ゴルフ協会が発行する「ゴルフ場専用利用券」は
下記のゴルフ場で利用できます。

| | | |
|--------------|--------------|---------------|
| アートレイクゴルフ倶楽部 | 天野山カントリークラブ | 池田カントリー倶楽部 |
| 泉ヶ丘カントリークラブ | 泉佐野カントリークラブ | 茨木カントリー倶楽部 |
| 茨木高原カントリー倶楽部 | 茨木国際ゴルフ倶楽部 | 大阪ゴルフクラブ |
| 交野カントリー倶楽部 | きさいちカントリークラブ | 岸和田カントリー倶楽部 |
| グロワールゴルフ倶楽部 | 光丘カントリー倶楽部 | 堺カントリークラブ |
| ゴルフクラブ四条畷 | 新大阪ゴルフクラブ | 関空クラシックゴルフ倶楽部 |
| 聖丘カントリー倶楽部 | 泉南カントリークラブ | 太子カントリー倶楽部 |
| 高槻カントリー倶楽部 | 阪奈カントリークラブ | 枚方カントリー倶楽部 |
| 枚方国際ゴルフ倶楽部 | 伏尾ゴルフ倶楽部 | ベニーカントリー倶楽部 |
| 岬カントリークラブ | 箕面ゴルフ倶楽部 | あいがわゴルフコース |
| 京阪ゴルフ倶楽部 | 高槻ゴルフ倶楽部 | |

【平成 29 年 4 月 1 日現在】